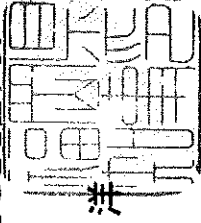


許可番号 04020008056

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県糸島市高祖19番地の1
氏名 株式会社九州北部サービス
代表取締役 西崎 晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。



福岡県知事 小川 洋

許可の年月日 平成 27 年 8 月 11 日

許可の有効年月日 平成 32 年 8 月 10 日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)) を記載すること。

中間処理 (選別): 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理 (破砕 (移動式を含む。)): 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず 以上4品目

中間処理 (破砕): ガラスくず等 (虎石膏ボードに限る。) 以上1品目
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)) を記載すること。

選別施設①: 設置場所 福岡県糸島市高祖字宇土19番1

設置年月日 平成12年7月31日

処理能力 94.5 t/日 (8時間)

破砕施設 (移動式兼用): 設置場所 福岡県糸島市高祖字宇土19番1

設置年月日 平成23年6月1日

処理能力 (50mmスクリーン使用)

廃プラスチック類 4.6 t/日 (8時間)

紙くず 1.6 t/日 (8時間)

繊維くず 0.6 t/日 (8時間)

(20mmスクリーン使用)

木くず 3.5 t/日 (8時間)

(以下第2面記載)

選別施設②：設置場所 福岡県糸島市志摩松隈字柿打301番3外1筆

設置年月日 平成23年10月14日

処理能力 108 t/日 (8時間)

破碎施設：設置場所 福岡県糸島市志摩松隈字柿打301番3

設置年月日 平成21年12月10日

処理能力 4 t/日 (8時間)

以下余白

3. 許可の条件

(1) 移動式破碎処理については、排出事業場敷地内において行うこと。

(2) 破碎施設 (移動式兼用) において、木くずを処理する際は20mm以下のスクリーンを使用すること。

(3) 破碎施設 (移動式兼用) において、廃プラスチック類を処理する際は50mm以下のスクリーンを使用すること。

(4) 中間処理 (選別) に係る処理前産業廃棄物 (選別施設①に係るものに限る。) の保管数量は425㎡以内とすること。

(5) 中間処理 (選別) に係る処理後産業廃棄物 (木くず (選別施設①に係るものに限る。)) の保管数量は

50.9㎡以内とすること。

(6) 中間処理 (選別) に係る処理後産業廃棄物 (がれき類 (選別施設①に係るものに限る。)) の保管数量は

31.2㎡以内とすること。

(7) 中間処理 (選別) に係る処理後産業廃棄物 (ガラスくず等 (廃石膏ボード (選別施設①に係るものに限る。)) の保管数量は31.3㎡以内とすること。

(8) 中間処理 (選別) に係る処理後産業廃棄物 (混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (以上4品目については、選別施設①に係るものに限る。))) の保管数量は31.3㎡以内とすること。

(9) 中間処理 (選別) に係る処理後産業廃棄物 (混合廃棄物 (廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 (以上5品目については、選別施設①に係るものに限る。))) の保管数量は31.3㎡以内とすること。

(10) 中間処理 (選別) に係る処理後産業廃棄物 (ふるい下残さ (選別施設①に係るものに限る。)) の保管数量は6㎡以内とすること。

(11) 中間処理 (選別) に係る処理前産業廃棄物 (選別施設②に係るものに限る。) の保管数量は2314㎡以内とすること。

(12) 中間処理 (選別) に係る処理後産業廃棄物 (木くず (選別施設②に係るものに限る。)) の保管数量は105㎡以内とすること。

(13) 中間処理 (選別) に係る処理後産業廃棄物 (混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (以上4品目については、選別施設②に係るものに限る。))) の保管数量は68.3㎡以内とすること。

(14) 中間処理 (選別) に係る処理後産業廃棄物 (混合廃棄物 (廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 (以上5品目については、選別施設②に係るものに限る。))) の保管数量は85.8㎡以内とすること。

(15) 中間処理 (選別) に係る処理後産業廃棄物 (ふるい下残さ (選別施設②に係るものに限る。)) の保管数量は4.1㎡以内とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年	9月	6日	変更許可により中間処理(破砕(移動式を含む。))の追加
平成17年	8月	11日	更新許可
平成22年	3月	2日	変更許可により中間処理(破砕)の追加
平成22年	8月	11日	更新許可
平成27年	8月	11日	更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

